

# 土器川の河川内に繁茂する樹木の 「公募伐採」応募要領

香川河川国道事務所

## 1. 目的と概要

土器川は香川県内唯一の一級河川として、洪水の氾濫防止や、上水道・農業用水などの水利用、公園・散策道としての空間利用など、様々な目的で多くの人たちに活用されています。しかし、土器川の河川公園以外の場所は、近年、樹木が過剰に繁茂しており、河川管理上の支障となっています。

河川管理者において計画的に伐採していますが、広範囲に樹木が繁茂しており、「公募伐採」を継続実施していきます。

## 2. 伐採箇所について

○伐採箇所：仲多度郡まんのう町東高篠地先

香川県丸亀市綾歌町岡田西地先

(詳細な場所は、別紙「公募伐採範囲図」を参照。)

○区画割り：各区画2名で予定しています。ただし、樹木状況により変更する場合があります。

○主な樹種：アキニレ、ムクノキ など

○伐採期間：令和3年1月12日(火)～令和3年4月9日(金)

## 3. 応募方法

別紙「申し込み用紙」に必要事項を記載し、応募期間中に受付場所に届くよう、郵送もしくはFAX、メール、持参の何れかの方法で提出してください。

「申し込み用紙」は、香川河川国道事務所ホームページ、香川河川国道事務所工務第一課で入手できます。

香川河川国道事務所 HP アドレス：<http://www.skr.ml.it.go.jp/kagawa/index.htm>

① 応募期間：令和2年11月11日(水)～12月11日(金)

持参する場合は、平日9時～17時までにお越し下さい。

郵送の場合は、12月11日(金)の消印まで有効です。

② 受付場所：香川河川国道事務所 工務第一課「公募伐採」係

住所：〒760-8546 高松市福岡町4丁目26-32

TEL：087-821-1619 FAX：087-821-1713

E-mail：[skr-kagawa60@mlit.go.jp](mailto:skr-kagawa60@mlit.go.jp)

## 4. 応募にあたっての了承事項

① 伐採区画は、現地をご確認の上、希望する区画をご記入ください。

許可する区画は、応募者1名につき1区画です。

※まんのう地区は12月末まで区画内を通路整備する予定です。現地見学を行う場合は、区画外進入路から行ってください。丸亀地区は11月15日まで工事業者による通路整備を行っていますので、現地見学を行う場合は11月16日以降に行ってください。

- ②参加者・区画数をまんのう地区2区画4名、丸亀地区3区画・6名(各区画2名)とします。応募者が予定人数を超えた場合くじで抽選し、決定します。  
 ※参加の可否については後日、申し込み者全員にご連絡致します。
- ③各区画2名で伐採していただくようになるため、各区画の伐採者は、同一区画の伐採者に、伐採方法や伐採箇所等について調整に必要な連絡先(名前・電話番号)をお伝えさせていただきます事をご了承ください。
- ④感染症対策及び安全に留意して作業をお願いします。
- ⑤公園利用者駐車場に駐車される場合は、公園の利用者にご配慮をお願いします。
- ⑥決定した伐採範囲の樹木は、応募者自ら伐採し、持ち帰ってください。伐採樹木の枝・葉についても、出来る限り持ち帰りください。
- ⑦樹木の伐採・搬出に要する労力・費用は、伐採者の負担となります。
- ⑧自損事故、又は第三者に損害を与えた場合は、伐採者の責任で対応してください。
- ⑨河川管理施設に損害を与えた場合は、河川管理者の指示に従ってください。
- ⑩伐採木は、伐採者自身で利用してください。

5. 募集開始から伐採完了までの手続き **※赤書きは伐採者の手続き**

募集開始

※11月11日(水) 募集開始  
 郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可  
 持参する場合は、平日9時~17時までにお越し下さい。  
 郵送の場合は、12月11日(金)の消印まで有効

「申し込み」(応募)

※12月11日(金) 締切

「許可申請書」提出

※伐採者に決定した方には「許可申請書」を郵送しますので、12月23日までに「許可申請書」を提出してください。  
 (12月15日頃郵送予定)

「許可書」発行

※「許可書」が届いたら、伐採作業前に同封の「着手届」を提出してください。  
 (「着手届」「完了届」「アンケート」を同封します。)

「着手届」提出

※伐採期間は、令和3年1月12日(火)~4月9日(金)

伐採実施

※伐採が完了したら、「完了届」「アンケート」を提出してください。

「完了届・アンケート」提出

伐採完了

■各書類の提出先・方法は「3・応募方法」に同じです。